

問題32 AがBに対する債権を被保全債権として債権者代位権を行使する場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例の趣旨に照らして妥当なものはどれか。

- 1 AはBに対し100万円の金銭債権を有し、BはCに対して100万円の金銭債権を有している。この場合、BがCに対して支払の請求をしているにもかかわらずCがこれに応じない場合、Aは、自己の債権の弁済期が到来した後は、当該債権を保全するために、Bに代位して、Cに対し、Aに直接支払うよう請求することができる。
- 2 AはBに対し100万円の金銭債権を有している。この場合において、甲土地を遺贈されたCに対して遺留分権利者であるBが、遺留分侵害額請求権を行使しないときは、Aは、Bの遺留分侵害額請求権を代位行使することができる。
- 3 AがBに対する金銭債権に基づき、BのCに対する100万円の金銭債権を代位行使することができる場合、Aは、Cに対し、Bに支払うよう請求することはできるが、直接自己に支払うよう請求することはできない。
- 4 AがBから賃借した甲土地をCが不法占有しているにもかかわらず、Bが所有権に基づく妨害排除請求権を行使しない場合、Aは、土地賃借権を被保全債権として、Bの妨害排除請求権を代位行使することができるが、代位行使するにあたって、甲土地を直接自己に明け渡すよう請求することができる。
- 5 AがBに対する金銭債権に基づき、BのCに対する100万円の金銭債権を代位行使することができる場合、Aが代位行使したことをBに通知をした場合には、Bは、Cに対して100万円の返還請求はできず、CもBに対して履行することができない。